



消費者庁イラスト集より

クレジットカード会社からの毎月定額の引落しに気づいた。確認すると、リボ払い専用のカードで、100万円以上の残高があった。リボ払いとは気づかなかった。

クレジットカードで知らない間にリボ払い？ 利用明細は必ず確認を！

ここが重要ベニ！！



- リボ払い(リボルビング払い)は、利用金額や件数に関わらず、予め設定した金額を毎月支払う方法です。月々の支払いを一定に抑えられる反面、支払期間が長期化し、高額な手数料がかかり、返済不能になる恐れもあります。
- 利用明細に手数料の記載がある場合や利用額に比べ請求額が少ないなどの場合は、リボ払いが考えられます。支払方法としてリボ払いが登録されていると、買物時に一括払いを希望しても、自動的にリボ払いになります。初期設定でリボ払いになっているカードやリボ払い専用カードもあるので、申込み時にはよく確認しましょう。
- リボ払いを選択するとポイントを加算するキャンペーンを行うカード会社もあります。リボ払いの仕組みを理解せずに、ポイント目当ての申込みはやめましょう。
- 毎月の利用明細は必ず確認し、不明な点はすぐにカード会社に確認してください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン ^い1 ^や8 ^や8 もご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

